

法人キャッシュカード規定

法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は「にしんキャッシュカード規定」（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1. カードは預金機を使用して普通預金に預入れる場合、および支払機を使用して普通預金を払戻す場合、ならびに振込・振替を行う場合に利用することができます。
なお、カードは当金庫の本支店、および提携金庫ならびにゆうちょ銀行で使用できます。
2. カードはお届けの代表者および代理人（1名に限ります）が使用し、カード及びカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理してください。
3. 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。
ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
4. 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。
5. 代理人を変更する場合、または社名（団体名）を変更する場合は、当金庫所定の手続きによりカードを再発行します。変更前のカードは当店に返却してください。
6. 既定の変更等
 - （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上